

Title	九世紀における日本律令国家の対外意識と对外交通：新羅人来航者への対応をめぐって
Sub Title	How the ritsuryo state in the ninth century viewed and had contacts with foreign countries : with special reference to the Korean visitors
Author	邑上, 史郎(Murakami, Fumio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.1 (1999. 8) ,p.25- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990800-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通 —新羅人来航者への対応をめぐって—

村上史郎

はじめに

九世紀における日本の古代国家（日本律令国家）の対外意識については、古代史研究者による諸研究⁽¹⁾に加え、近年では中世史研究者の論著⁽²⁾が相次いで出されている。これらの論考、特に後者に共通する点として、九世紀中葉以降における日本側の新羅に対する排外意識の高揚を強調すること、そうした排外意識と境界意識やその後の中世の国家意識、あるいは「国風文化」形成等との関わりを重視することが挙げられる。

しかし、そうした日本側の新羅に対する排外意識は、主として史書（『日本三代実録』等）に記された国家の支配層の対外意識・新羅觀であつて、現実の对外交通⁽³⁾あり方とは峻別して論じられなければならない。九世紀の日本と新羅との関係（以下、日本—新羅関係と称す）

や日本律令国家の新羅觀については、支配層（排外意識）の担い手である朝廷の中央貴族層⁽⁴⁾の対外意識のみで説明してしまうのではなく、①当時の対外交通の多様な形態、②対外交通の展開の中で生じた個別の事件に対する国家側の対応のあり方やそこから窺われる対外意識の内容等をふまえて検討すべきものと考える。

の認識の差異を中心には検討する。

一 東アジア交通形態の変化と九世紀の日本——新羅関係

本論に入る前に、本章では、八世紀末から九世紀初頭における東アジアの交通形態の変化について、近年の研究成果に基づいて略述したい。⁽⁵⁾

八世紀中葉までの東アジアでは、諸国家・諸集団相互間の政治的・軍事的緊張を背景に、唐・新羅・渤海・日本等の諸国家（王権）間に活発な外交が展開していた。他方、国家間の外交以外の私的な对外交通については律令法によって厳しく統制されており、国家の管理を離れた商人の交易活動などが展開するような余地はなかつたと考えられている。⁽⁶⁾

しかし、八世紀後半以降の東アジアには、唐と渤海との対立解消（七六二年）による国際関係の緊張緩和、唐における安史の乱や節度使勢力の自立による分権的傾向、新羅における王権の衰退（内乱の続発）、内乱や自然災害の増大に起因する新羅から唐や日本への民衆の流出（流民）に伴う在唐新羅人集団の形成等の現象が生じる。これらの結果、特に民間の私的交易に対する諸国家の

統制力の低下を受けて、九世紀初めには張保臯（張宝高）に代表される在唐新羅人によって、唐・新羅・日本にまたがる国際的交易圏が確立、発展した。⁽⁸⁾さらに九世紀中葉には唐人商人もこれに参入するようになつたが、当初は在唐新羅人との混乗も見られる。⁽⁹⁾

この間の日本——新羅関係（国家間の関係）については、外交使節の派遣による国家（王権）間の外交交渉は、新羅使の来日が七七九年（宝亀十年、新羅の惠恭王十五年）の来日（帰國は翌年）を、遣新羅使の派遣が八三年（承和三年、興徳王十一年）を最後に途絶する。しかし、他方では、最後の遣唐使となつた承和の遣唐使の帰国時における新羅商船の利用（八三八年）、来航した在唐新羅人商人と日本側の地方官や王臣家使等との交易、在唐新羅人と入唐僧との交流、両国の地方官による漂流民の送還、「新羅海賊」（新羅王権の統制を離れた海民勢力）の来襲等、日本——新羅間には多様な交通形態が出現するようになつた。⁽¹⁰⁾

このように九世紀の日本——新羅関係は、国家（王権）間の直接の外交交渉は途絶していく一方、在唐新羅人や地方官・入唐僧等を媒介とする多様な交通が展開していった。以下の本論では、こうした对外交通形態の変化

を受けた、日本律令国家の新羅人来航者への対応を中心
に論じていきたい。

二 承和九年の大宰大式藤原衛の奏上について

承和九年（八四二）の大宰大式藤原衛の奏上について
言及した従来の研究では、四か条の奏上の中でも、新羅
人の入国禁止を求めた第一条のみを取り上げたものが多い。⁽¹¹⁾しかし、第一条に見える排外的な新羅觀や朝廷の対
応について検討するには、奏上がなされた契機に加え、
奏上の形式や四か条の奏上に対する裁可の形式、各条の
内容の比較検討が必要であると考える。そこでまず、本
奏上を記した『類聚三代格』および『続日本後紀』の全
文を掲げ、これを検討したい。

○史料1 『類聚三代格』卷十八・夷俘并外蕃人事⁽¹²⁾

太政官符

応レ放レ還入レ境新羅人事

右大宰大式藤原朝臣衛奏状稱。新羅朝貢其來尚矣。而
起レ自聖武皇帝之代、迄于聖朝不レ用レ旧例。常懷奸
心、苞苴不レ貢。寄事商賈、窺國消息。望請、一切禁
断、不レ入レ境內。右大臣（源常）宣、奉■レ勅。夫德澤

泊レ遠、外蕃帰レ化。專禁入レ境、事似不仁。宜下比ニ流
來、充レ糧放還上。商賈之輩、飛レ帆來着、所レ齋之物、任
聽民間令レ得レ廻易、了即放却。但不レ得下安ニ置鴻臚
以給上レ食。

承和九年八月十五日

○史料2 『続日本後紀』承和九年八月丙子（15日）条⁽¹³⁾
(※読みやすくするため、便宜的に奏上の「一条ごとに改
行して示す。)

丙子。大宰大式藤原朝臣衛上奏四条起請。

一曰、新羅朝貢其來尚矣。而起レ自聖武皇帝之代、迄于聖朝、不レ用レ舊例。常懷奸心、苞茅不レ貢。寄事商賈、窺國消息。方今民窮食乏。若有不虞、何用防レ夭。望請、新羅国人一切禁断、不レ入レ境內。報曰、德澤泊レ遠、外蕃帰レ化。專禁入レ境、事似不仁。宜下比ニ流來、充レ糧放還上。商賈之輩、飛レ帆來着、所レ齋之物、任聽民間令レ得レ廻々、了速放却。

令レ填。見贓在レ身、奪令レ填償。其所レ填之物、具錄言上。

三曰、府多官舍、破損不レ少。例用浪人、常勤修理。

而比年多依官符、被レ充他用。望請、一切不寄他所、
將役府國修理。依レ請許之。

四曰、辺要之地、為レ有警虞、延曆年中、特立制文、
不許開田。而比年頗有墾開之事。望請、依延曆三年四月廿六日符、一從停止。許之。

大宰大式藤原朝臣衛は、四条起請の第一条で、新羅が聖武朝以来「聖朝」(仁明朝)に到るまで「旧例」を用いず日本に対する「苞苴」(貢物)を貢がないこと、「商賈」(交易)に事寄せて国情を窺つてることを非難し、新羅人の日本への入国を「一切禁断」することを求めた。

これに対し朝廷は、徳が遠くにおよんで「外蕃」は帰化するのであり「入境」を禁止するのは「不仁」であると、中華思想の理念を述べた上で、①新羅人の「帰化」は認めないものの、「流來」(漂流民)と同様に食糧を支給した上で送還させること、②「商賈之輩」(交易を目的に来航する商人)については、「民間」での交易を認めること、但し「鴻臚」(大宰府鴻臚館)に安置すること

とは認めず、取引が了れば速やかに帰国させることを決定した。

七四) 格の段階において、新羅人の「帰化」は引き続き認められる一方で、「流來」については大宰府に送還されることとしたのをさらに進めて、新羅人の「帰化」そのものを禁じたものである。新羅人の「帰化」が認められなくなる経過について、かつて佐伯有清氏は史料上「八三年四月(承和元)以降は、すべて放還・放却という措置を

律令政府がとり、以前のように新羅人の帰化をみとめていない」ことを指摘し、「かかる来日新羅人に対する措置の変化は、排外思想にもとづいているのであって、その時期は、八三〇年代、すなわち承和年間であった」と述べられた。⁽¹⁵⁾しかし、石上英一氏がこれを批判して、承和九年の措置について、「帰化の禁止という従来の方針の転換に現われているように、より大きな古代対外関係史の画期となろう。」と指摘されたことで、今日では承和初年よりも承和九年を画期とみるのが通説的理解となっている。⁽¹⁶⁾

一方、来航新羅人商人による交易については、承和九年格でも朝廷はこれを禁止することなく、引き続き商船

の来航を認めている。しかしこの措置については、石上英一氏が「政府は日羅貿易の存続を決定し、外国に対し門戸を開きつづけて⁽¹⁸⁾いる」として積極的に評価されているのを除くと、「諸院・諸宮・諸王臣家の舶來の珍物へのあくなき欲求に妥協したもの」の一例⁽¹⁹⁾、「支配層における新羅に対する危機意識と舶來品に対する欲求の矛盾」⁽²⁰⁾といったような消極的評価が少なくない。

しかし筆者は、本史料について、(a)朝廷の決定が対外交通政策として積極的に評価できることは裁可の形式からも認められること、(b)新羅に対する排外意識を示す一般的史料とみるべきではなく、新任の大宰大式による政策提言とみるべきこと、(c)新羅人商人の来航を制限するような国際的な影響力は認められないこと、の三点が指摘できると考へる。以下、順を追つてそれを述べていきたい。

(1) 大宰大式藤原衛の奏上に対する裁可の形式についてまず(a)については、史料1・2の文言および形式から、藤原衛の奏上と朝廷の決定内容との相違を指摘できる。史料2に見える藤原衛の四条起請の内、奏上の内容通りに承認された第二条と第四条については、それぞれ

「依^レ請許^レ之」、「許^レ之」とのみ記されている。これに対し、第二条については、「報曰、依^レ請許^レ之。但^{（後略）}」の文言から、原則（交替した前司を早く帰京させ^る）は承認した上で、条件（欠負官物は填納させる）を付加している。第二条がこうした条件付承認であったことは、それを施行した太政官符の文言からも確認できる。すなわち、『類聚三代格』所収の承和十五年（八四八）五月十四日付太政官符に「太政官承和九年八月十五日下^二大宰府^一符^ニ」として引かれていた第二条施行の太政官符に、「（前略）望請、交替畢^レ更早入京者。右大臣宣、奉^レ勅依^レ請。但^{（勘）}修不与解由^ニ之日^{（後略）}」の文言が見えるのである。⁽²¹⁾

こうした史書の地の文と施行太政官符（但し格として伝存しているもの）との対応関係から第一条をみると、史料2では「報曰」の文言の後に「依^レ請許^レ之」といつた文言はなく、直ちに朝廷側の立場（右大臣源常の奉勅上宣）が表明されている。このことは対応する史料1でも同様である。したがつて第一条は、第二条のような条件付承認ではなく、奏上に対して内容の根本的修正が加えられたとみるべきである。たしかに新羅人の「帰化」を認めないとという結論は同じだが、新羅人（「新羅國」

人」) 一切の入国禁止を求めた大宰大式藤原衛と、新羅人商人(「商賈之輩」)の来航を引き続き認めた中央政府の立場とは相違していたとみなくてはならない。

(2) 政策提言としての「四条起請」

次に(b)について述べる。新羅人入国の全面禁止を求めた奏上の第一条の背景としては、前年に新羅国内で張宝高(張保臯)が暗殺されたために、張宝高方残党を追捕する目的で新羅人李少貞が来航したり、前筑前守文室朝臣宮田麻呂⁽²²⁾が滞在中の張宝高の部下の貨物を差し押えるなどの事態が生じたことで、「新羅国内の紛争の日本への影響」や「日羅貿易が紛争の火種を日本へもちこむ危険性」、これらに触発された「国内的混乱が生起するかもしれないという危機感」があつたする解釈が出されている。

また、奏上の第二条の背景としては、前豊後介中井王による私営田経営⁽²⁴⁾があつたと解釈されている。

個々の奏上の史的背景を捨象して、例えば第一条を新羅に対する排外意識一般を示す史料などとみるべきでないことは、こうした先学の指摘からも明らかである。筆者としてはさらに、こうした大宰府内外の個別の状況の

みならず、藤原衛の奏上全体を、当時の大宰府管内の状況全般に対する国家側の危機意識の表明および政策提言として理解すべきではないかと考える。

まず第二条については、中井王のみならず、平安京や瀬戸内海交通の起点である難波に「宅」を有し、張宝高とも交易をしていた文室宮田麻呂の活動をも視野に入れたものであつたと解釈されている。⁽²⁶⁾また藤原衛は、第三条で官舎の修理以外への浪人の使役の禁止⁽²⁷⁾を、第四条で違法な開墾の禁止⁽²⁸⁾を求めていた。両条についての詳細は不明だが、そこには、「邊要之地、為有警虞」(第四条)の文言が示すような、西海道が新羅に隣接するがゆえの特殊な地域であるという日本律令国家の位置付けにもかかわらず、大宰府管内の実態はかかる原則に反して、浪人が「他所」に派遣されることで「府国」(大宰府・筑前国)の官舎修理が疎かにされ、他方では「制文」に違反して開墾が進められるといった、国家側から見れば危機的な状況にあつたことへの、大式藤原衛の懸念があつたと考えられる。これに対し藤原衛は、「例」(第三条)すなわち府例、および「延暦三年四月廿六日符」(第四条)といつた法令の遵守を求めたのである。

そもそも藤原衛の奏上は「四条起請」と記されている。

「起請」について佐藤進一氏は、「もともと事を発起（企画）して、それを実行することの許可を上（支配者）に請うことであり、ひいては、そのために作製する文書をも起請とよんだのである」とし、「起請を官に提出することは、起請の内容の妥当性について官の証明を得て、これを自ら下命した場合の遵守に備えるため、換言すれば、遵守の保障を中央政府の権力に求めるためのもの」であつたとしている。⁽³⁰⁾ また早川庄八氏は、九世紀の史料に見える「起請」について、「上申もしくは上奏を意味する語として用いられた」が、「同時に複数の事項を箇条書にして申請している事例」や「禁制、禁令ないし制諒としての意味合いをもつもの」が多いと指摘されている。⁽³¹⁾ 両氏とも、六国史段階での「起請」が独自の様式の文書であつたかどうかは不明であるとしているが、本奏上の性格を考える上で、奏上が「起請」としてなされたことは留意すべき点であると考える。

また『類聚国史』は、史料2を「意見」に分類している⁽³²⁾。編者菅原道真の認識に基づくものではあるが、本奏上の性格を反映したものとみるべきではないだろうか。

しかも、藤原衛はこの年の正月に大宰大式に任じられたばかりであった。⁽³³⁾ 藤原衛の経歴をみると、文章生の出

身で、遠江守在任時にはその善政を賞せられており、国家側からいわゆる「良吏」として評価される官人であった。また、『令義解』の編纂にも参加している。⁽³⁵⁾ 藤原衛は、いわば当時の日本律令国家の統治理念を体現するような人物であつたと言うことができるだろう。

したがつて、藤原衛の四条起請は、こうした理念的原則を対外交通政策も含めた大宰府支配全般に適用しようとしたものとみるべきではないだろうか。それゆえ第一条では、新羅人の入国を「一切禁断」すべきという強硬な方針が、新羅を朝貢国視する日本律令国家の原理原則的立場から表明されたと考える。

しかし当該期には、第一章でも略述したように、東アジアの交通形態は多様化しており、日本—新羅関係を「新羅朝貢其来尚矣」（史料1・2）などという名分的図式でとらえたり、多様な新羅人来航者を、在唐新羅人商人、新羅本国からの「帰化」希望者＝流民、漂流民といった区別をせずに、一括して「新羅国人」（史料2）として扱う藤原衛の姿勢は、対外交通の実態からは乖離したものであった。

前出の文室宮田麻呂以外にも少なくなかった。

小野勝年氏による『入唐求法巡礼行記』⁽³⁶⁾の研究から、弘仁四年（八一三）に筑前介であった栄井王は、「弘仁未載」（弘仁六年、干支乙未）に大宰府に到来して天長元年（八二四）に「張大使」（張保臯）に伴われて唐に

帰国した新羅人李信惠に対し「哀恤」を加えた「筑前國太守」の「須井⁽³⁷⁾宮」、「新羅上人等」の来日を空海に知らせた「筑前王大守」⁽³⁸⁾と同一人物であると推定されている⁽³⁹⁾。また、承和の遣唐使で入唐した円仁に「清海鎮大使」張保臯宛の書状を託した「筑前太守」は筑前權守小野末嗣に比定されている⁽⁴⁰⁾。

さらに在任期間からの推定ではあるが、天長元年（八二四）の張保臯来日時に大宰大弐であつた小野峯守、天長九年（八三二）に大宰少弐に就任し、後に遣唐副使となつた頃には新羅にも名が知られていた小野篁の父子、藤原衛の前任者で、交易をめぐつて文室宮田麻呂と対立関係にあつたのではないかと推定されている大弐南淵永河らも新羅人来航者と交流があつたとされている⁽⁴¹⁾。

こうした新羅人来航者と日本側地方官を媒介とする対外交通が展開していたがゆえに、新羅人の来航禁止を求めた藤原衛の奏上は、朝廷の採るところとはならなかつ

たと考える。とはいへ、中央貴族層に属する藤原衛の对外意識と、对外交通の現場である大宰府管内の実態との間に認識の乖離が見られ始めていることは注意しておきたい。

以上から、藤原衛の四条起請は、新任の大宰大弐による政策提言として評価すべきものと考えられる。

(3) 新羅人商人の来航と承和九年格

本章の最後に(c)について述べる。以下の事例が示すように、承和九年（八四二）以降も在唐新羅人を中心とする新羅商人の来航は続いている。したがつて、藤原衛の奏上を契機として「記録された新羅商船の来航は急速に減少していた」とする理解は疑問であり、承和九年格に国際的な影響力は認められないと考える。

〈事例① 円載による弟子僧の一時帰国〉

○史料3—a 『続日本後紀』承和十年（八四三）十二月癸亥（9日）条

「癸亥。入唐留学天台宗僧円載之弟子仁好・順昌、与_二新羅人張公靖等廿六人、來_二着於長門國。」

○史料3—b 『入唐求法巡礼行記』会昌三年（八四

三) 十二月条⁽⁴⁴⁾

「十二月。得楚州新羅譯語劉慎言書云、天台山留学

円載闍梨称、進表遣弟子僧兩人、令_レ歸日本國。其

弟子等、來_レ到_レ慎言處、覓_レ船。慎言、与_レ排_レ比_レ隻

船、差_レ人發送訖。今年九月發去者。」

○史料3—c 『入唐求法巡礼行記』会昌四年（八四

四）二月条

「越州軍事押衙姓潘、因_レ使進_レ藥、將_レ円載闍梨書_レ來。

書云、縁_レ衣糧罄盡、遣_レ弟子僧仁好等兩人往_レ本國、

請_レ衣糧_レ去者。（後略）」

史料3—aは、在唐の留学僧円載（承和の遣唐使で入

唐）の弟子の仁好・順昌が新羅人張公靖の船で帰国した

ことを記している。史料3—bからは同船の帰国準備を

楚州の新羅訳語劉慎言が行つたことが、史料3—cから

は二人の帰国目的が円載の衣服・食糧の支給を請うこと

であつたことが判る。この後、仁好は在唐の円仁・円載

両名の「旅費」（滞在費）として朝廷から支給された黃

金各三百兩を持参して再入唐し、承和十四年（八四七）⁽⁴⁵⁾

に入唐僧惠萼等と共に唐人張友信の船で帰国した。本事

例は、在唐留学僧の日本本国との連絡において、承和九

年（八四二）以降も新羅人商人が重要な役割を担つていたことを示している。⁽⁴⁷⁾

〈事例② 円仁の帰国船〉

○史料4—a 『入唐求法巡礼行記』大中元年（八四七）六月九日条

「九日。得_レ蘇州船上唐人江長、新羅人金子白・欽良暉・金珍等書_レ云、五月十一日、從_レ蘇州松江口、發往

日本國。過_レ廿一日、到_レ萊州界_レ崕_レ山。（中略）今且在_レ崕_レ山相待、事須廻_レ棹來_レ云々。（以下略）」

○史料4—b 『入唐求法巡礼行記』同年七月二十日条

「廿日。到_レ乳山長淮浦。得_レ見_レ金珍等船。便載_レ人物、上_レ船便發。」

○史料4—c 『入唐求法巡礼行記』承和十四年（八四七）九月十八日・十九日条

「十八日。到_レ鴻臚館前。」

「十九日。入_レ館住。」

○史料4—d 『続日本後紀』承和十四（八四七）年十

月甲午（2日）条

「甲午。遣唐天台請益僧円仁及弟子一人・唐人冊一人、

到_レ自_レ大唐。」

○史料4—e 『入唐求法巡礼行記』同年十月六日条

「十月六日。借_二得官庫絹八十疋・綿二百屯、給_二船
上肆拾肆人冬衣。六日、生料米十碩送来。依_二國符、
從_二十月一日始宛行。」

○史料4—f 『入唐求法巡礼行記』同年十月十九日条

「十九日。太政官符來_二大宰府。円仁五人、速令_二入京、

唐人金珍等冊四人、仰_二大宰府量加支給者。官符在_レ別。」

○史料4—g 『入唐求法巡礼行記』同年十一月十四日
条

「十四日。得_二太政官十月十三日符。有_下優_一給唐客金
珍等_一事_レ。」

○史料4—h 『続日本後紀』承和十五年（八四八）三
月乙酉（26日）条

「乙酉。天台宗入唐請益僧円仁、將_二弟子僧性海・惟正
等、去年十月駕_二新羅商船、來_二着鎮西府。是日帰朝。
遣_二中使_一慰勞_一、各施_二御被_一。」

〈事例③〉 円珍の入唐船

○史料5—a 仁寿三（八五三）年「大宰府公驗」
（『平安遺文』第一卷一〇二号）

史料4は、八四七年（承和十四年、唐の大中元年、新羅の文聖王九年）、円仁が新羅商船に乗船し、朝鮮半島西南岸を経由して大宰府に帰着した時の関係史料群である。

（※史料5—a・bの文書名は、小野勝年『入唐求法行歴の研究 智證大師円珍篇』上・下（法藏館、一九八二・八三年）の呼称を使用し、文字についても同書所収

円仁の帰国船には、唐人・在唐新羅人が混乗していたが（史料4—a）、その中でも船主ともいうべき有力船員は新羅人金珍であつたと思われ（史料4—b・f・g）、日本側も同船を「新羅商船」と認識していた（史料4—h）。

史料1の承和九年格は、新羅商船が来航した場合でも、鴻臚館への安置・供給（食糧支給）は認めないことになっている。しかし、円仁一行は鴻臚館に入り（史料4—c）、金珍等に対しても官庫からの衣服借用や筑前国符による米の支給（史料4—e）がなされ、大宰府は太政官符で「支給」・「優給」を行うよう命じられている（史料4—f・g）。したがつて、承和九年格の規定は守られておらず、新羅人商人に対する同格の影響力は認められない。

の写真図版に基づいて一部を変更した。なお、「」は原文の割註・細字を、「」は割註中の割註を、「」は刊本での補読を示す。改行箇所は、割註を除き原文に合わせた。)

日本國大宰府

延暦寺僧圓珍〔年冊、臘廿二〕

従者捌人

隨身物經書衣鉢剔刀等

得円珍狀云、將遊行西國礼聖求法

附大唐商人王超等廻鄉之船。恐下

到處所不詳來由。伏乞判附公驗
〔以カ為憑據〕

仁寿參年貳月拾壹日 大典越〔貞原〕

大典藤〔□□〕

(別筆)「任為公驗柒月伍日

勅勾當客使鎮西府少監藤

〔有蔭〕

※「大宰府印」三顆あり。

○史料5—b 仁寿三(八五三)年「鎮西府公驗」

(『平安遺文』第一卷一〇三号)

江州延暦寺僧〔圓珍〕

為巡礼共大唐商客王超・李延孝等入彼國狀

○史料5—c 「円珍牒」(『平安遺文』第一卷一二四)
号文書

九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通―新羅人来航者への対応をめぐって― 三五 (三五)

並従者隨身經書・衣物等

僧圓珍、字遠塵〔年四十一、臘廿二〕

従者〔僧豊智〔年卅三、臘十三〕、沙弥閑靜〔年卅

一、俗姓海〕、譯語丁満〔年冊八〕、物忠宗〔年卅二〕、

経生的良〔年卅五〕、伯阿古滿〔年廿八〕、大

全吉〔年廿三〕

隨身物〔經書肆佰伍拾卷、三衣・鉢器・剔刀子・雜資具等〔名目不注〕〕

右〔圓珍〕、為巡禮聖迹、訪問師友、與件商人等向大唐

國。恐到彼國所在鎮鋪、不練行由。伏乞判付公驗以為憑據。伏聽处分。

牒件狀如前。謹牒。

仁寿三年七月一日僧圓珍牒

「(前略) 至三年七月十六日、隨新羅商人王超等船

過海、唐大中七年九月十四日達福州。(後略)」

○史料5—d 『智証大師伝』(天台宗延暦寺座主円珍伝)、『円珍伝⁽⁴⁸⁾』

「(前略) 爰至田邑聖主享一國、伏蒙特賜恩許出界。嘉祥四年四月十五日、辭京輦向大宰府。五月二十四日、得達前處。以無便船、暫寄住城山西院。更蒙天恩賜給月糧。少監正六位上藤原朝臣有蔭・筑前介正六位上紀朝臣愛宕麻呂、勾当其事。至仁寿二年閏八月、值唐國商人欽良暉交關船來。三年七月十六日、上船到値嘉島停泊鳴浦。八月初九日、放船入海。(後略)」

史料5—aに見える大宰大典越貞原は、承和の遣唐使の史生で、後に隱岐守となるが貞觀八年(八六六)に新羅人と「反逆」を謀ったとして密告(実は誣告)された越智貞原に比定されている。⁽⁵⁰⁾ 来航新羅人との交流を推測させるこれらの経歴から、円珍の乗船した商船に新羅人が乗船していたことについては、越智貞原ら大宰府側も承知していたことが考えられる。

○史料5—e 『智証大師年譜⁽⁴⁹⁾』

「(前略) (仁寿)二年壬申。師三十九歳。閏八月、始遇唐商欽良暉。三年癸酉(即大唐大中七年)。師四十歳。八月九日良暉發舶。師亦泛海。(中略)十三日申時北風暴起。十四日辰時漂到流求國。〔師帰朝上表云、七月十六日始隨新羅船、發赴大唐。八月十四日北風鼓激漂到流求。月日有異。故兩存矣。〕。(後略)」

なお、円珍の入唐は文徳天皇の勅許を得たもので(5—d)、円珍は商船の来航を待つ間に大宰府の四王院で食糧の支給を受けていた(同)。大宰府から公驗が支給

されている（史料5—a・b）ことからも、国家の承認を受けた渡航であることは明白である。しかし、円珍の渡航や欽良暉・王超等の来航について、正史の『文徳実録』には記されていない。このことから、当該期には、滞在中に大宰府の管理を受けていながら史書には記されていない新羅人・唐人商人の来航が他にもあつた可能性が想定できる。⁽⁵¹⁾

〈事例④〉 貞觀年間における在唐新羅人来日の継続

○史料6 『三代実録』 貞觀五（八六三）年四月廿一日条

「先是、大宰府言。新羅沙門元著・普嵩・清願等三人、着博多津岸。至是、勅安置鴻臚館、資給糧食。待唐人船、令得放却。」

博多津に来着した三人の新羅僧について、朝廷は鴻臚館で安置・供給を行い、「唐人船」の来航を待つて送還するよう命じており、三人は在唐新羅人であつたと思われる。来航目的が交易であったとの記述はないが、新羅人の鴻臚館への安置・供給は、承和九年格に反する措置であり、事例②と同様、新羅人来航者に対する承和九年

格の有効性は疑問である。

以上①～④の事例から、張保臯（張寶高）の敗死後も、在唐新羅人による日本・唐・新羅間の往来は継続しており、事例③・④からは、在唐新羅人の日本—唐間の往来が八五〇～六〇年代にも継続していたことが判る。

三 対外意識における大宰府と中央政府との認識の乖離

—貞觀十一年の「新羅海賊」来襲事件を手がかりに—

貞觀十一年（八六九）の「新羅海賊」来襲事件（二隻の賊船が博多津に来襲し、豊前国の年貢絹綿を掠奪した事件）については、新羅に対する排外意識の顕現あるいは高揚を示す大きな事件として、先学によつて重視されてきた。論者によつて細かな差異はあるが、承和年間後半から生じ始めていた「新羅に対する敵視、賊視」を「決定的にし、かつ九世紀中葉までの比較的開放的な対外諸交流を閉鎖的な方向へと導いた」もの、貞觀八年（八六六）以降「執拗なまでの新羅を想定した兵乱疾疫への恐怖、警戒と軍事的宗教的対策」がなされて中で、国家支配層に「脅威が現実になつたとして大きな衝撃を与えた」もの、「国内における新羅と関係する不穏な情勢と、ケガレ意識の肥大化による境外のケガレた空

間への恐怖とがあいまつて、支配層のなかに新羅に対する強烈な排外意識が生まれて」きた中で、「このような思想状況に火をつけた」ものといった指摘がなされている。

しかし、本事件の関連史料を検討すると、当時の大宰府管内における辺境防備の実情や官人の対外意識について、新羅に対する朝廷での排外意識の高揚とは別に、興味深い側面がみられるのである。まずこの事件の第一報について記しているのは次の史料である。

○史料7 『日本三代実録』貞觀十一（八六九）年六月十五日条

「大宰府言。去月廿一日夜、新羅海賊、乘_二艦_二艘_一、來_二博多津_一。掠_二奪_一豊前國年貢絹綿_一、即時逃竄。發_レ兵追、遂不_レ獲_レ賊。」

これを、九世紀末の寛平五年（八九三）・六年（八九四）における新羅海賊来襲事件と比較したい。寛平五年（八九三）の場合、五月十一日に「新羅賊」が来襲して肥前国松浦郡に向かったことを、事件から十一日目の同月二十二日に大宰府からの飛駆使が奏上し、朝廷は直ちに帥・大式に追討の勅符を賜っている。⁽⁵⁷⁾翌年の場合も、「新羅賊」来襲の第一報は二月二十二日に飛駆で言上されている。⁽⁵⁸⁾両年の事件とも、以後数か月間続いた一連の事件の過程で、大宰府からは何度も飛駆使による言上・上奏がなされ、その都度朝廷は賊の追討や防備強化などを命じている。⁽⁵⁹⁾

寛平五・六年の場合、「海賊」集団の規模や事件そのものが貞觀十一年の事件よりもはるかに大きく、かつ第一報奏上の時点で「賊」の活動がなお続いていたという違いはある。しかし、そもそも「境外消息」については、

駆駅（飛駆）による上申を行うべきことが規定されており、本事件で大宰府が飛駆を発しなかつたことは、これにも違反するものと言わなければならない。

第一報からさらに十七日たつてから、朝廷は本事件に關して大宰府司を譴責した。

五月二十二日の夜に起きた事件を、大宰府は六月十五日に朝廷へ報告した。六月十五日は大宰府からの使が入京して朝廷に報告が届けられた日と考えられるが、事件から二十二日もかかっている上に、飛駆を用いて急ぎ奏上したような形跡は見られない。

○史料8 『三代実録』貞觀十一（八六九）年七月二日条

「是日、■勅譴〔責大宰府司〕曰、諸國貢調使吏領將、一時共發、不レ可。先後零畳離其群類。而令下ニ豊前国独先進發。亦弱姦人、乘ニ餌虎口。遂使下ニ新羅寇賊、乘レ隙致中侵掠上。非三唯亡失官物、兼亦損辱國威。求之往古、未レ有前聞。貽於後來、當レ無面目。雖レ云使人之可レ責、抑亦府官之有レ怠。（後略）」

貞觀十一（八六九）年の事件の場合、寛平年間の大規

模な来襲とは異なり、実際の事件そのものははるかに小規模であった。それにもかかわらず朝廷は、事件は単なる官物の亡失ではなく、「国威」の「損辱」であり、「往古」に前例の無い、将来にのこすべき「面目」が無いと述べている。大宰府側が、賊の追跡に失敗（史料7）しながらも、事件を飛駆で報告するほどには重要視していなかったと思われるのに対し、朝廷側はこの事件から非常に大きな衝撃を受けたことが窺われる。大宰府（対外交通の現場）と朝廷（中央政府）との間で、この事件に対する認識は大きく乖離したものであつたとみるべきである。

本事件への対応として、同年十二月以降、翌年一月にかけて朝廷は、伊勢神宮・石清水八幡宮・八幡大菩薩宮（宇佐八幡宮⁽⁶¹⁾）・香椎廟・宗像大社他の諸社や諸山陵に事

件を知らせる一方、大宰府管内を中心に防備強化策にのりだした。その過程で、当時の大宰府管内における辺境防衛体制が空洞化して役に立たないものであつたことが判明する。

○史料9 『類聚三代格』卷十八・関并烽候事⁽⁶²⁾

太政官符

応停^ニ廢烽候事

右被^ニ右大臣（神王）宣^ニ偁。奉■レ勅。烽燧之設、元備^ニ警護^ニ。而今内外無事、防禦何虞。徒置^ニ烽候^ニ、空罄^ニ民力^ニ。宜^ニ從^ニ停廢^ニ永改^ニ前弊⁽⁶³⁾。但大宰所部者、依レ旧無レ改^ニ。

延暦十八年四月十三日

○史料10 『類聚三代格』卷十八・關并烽候事⁽⁶³⁾

太政官符

応試^ニ調烽燧^ニ事

右參議從四位上行大宰大式藤原朝臣冬緒起請^ニ。軍旅之

儲、烽燧是切。而数十年来、国無「機警」。因レ斯雖レ有「件備、未レ知「調用」。若有「非常」、何以通知。今須下「知管内国嶋」、試以拳レ烽焚レ燧、彼此相通、以備不虞。若不レ言「其由」、恐驚「動物意」。望請、下「知事旨」、依件調練者。右大臣（藤原氏宗）宣、奉■レ勅、依レ請。

貞觀十二年二月廿三日

史料9の延暦十八年（七九九）格で、大宰府管内は烽制廃止の除外地域とされた。しかし史料10は、貞觀十二年（八七〇）の段階では、「数十年來國に機警無」く、烽の使用方法が分からなくなっているような状況であったと述べている。大宰府管内ではこの間、弘仁四年（八一三）、軍団兵士の実態が「私門」に使役される役夫に他ならず「身力疲弊」していたこと、および「区宇乂寧、中外無事」を理由に、管内六ヶ国の兵士の定員合計一万七千人が九千人に削減され、天長三年（八二六）には、兵士制そのものが全廢され、統領・選士および衛卒が置かれている。⁽⁶⁴⁾したがって、「数十年來國に機警無し」という史料10の表現も決して誇張とは言えず、大宰府における辺境防備の実態であつたと考えられる。

史料10の内容は、『三代実録』同日条にも見える。引

用は省略するが、そこでは大宰大式藤原朝臣冬緒による四条起請の第一条となつていて、第一条は、西海道から良馬が流出している現状に対し、「機急」に備えて豊前・長門両国に下知して馬を出すことを四年間禁止することを、第三条は、庸米・雑米を税庫に納めさせて、不法に用いた監当官を処罰することを、第四条は、穀倉院の地子の交易に専當の官を置くのを停めることを、それぞれ求めたもので、四か条すべてが詔で承認されている。これらについて佐藤宗諱氏は、第一条と第二条とが「新羅との関係を念頭においての奏言であることはいうまでもないが、第三と第四もそれを更に基礎づける条件をつくりだしたものとみることができる」と述べられている。⁽⁶⁵⁾冬緒の大式就任は、貞觀三年（八六一）五月、同八年（八六六）正月に続き二度目であるが、十二月八日の任命が人事案件としては単独で行われたことから、新羅海賊襲来事件を受けた防備対策の一環として、前任者茂世王を更迭し、良吏として名声のあつた藤原冬緒を再任したものと理解されている。⁽⁶⁶⁾以上から史料10は、先に見た史料2と同様、大宰府管内の危機的状況に対する新任の大式の政策提言として位置付けることができるだろう。

朝廷はさらに、十二月十三日には右近衛少将坂上大宿

祢瀧守を權少式に任じ、同月二十八日に大宰府に派遣して「鎮護警固」にあたらせた。⁽⁶⁹⁾ 瀧守は防備強化策として、統領・選士の鴻臚館への分置および番上強化等を行つている。

しかし、坂上瀧守の任期が終わつて帰京すると、「警戒停廃」となつた。⁽⁷⁰⁾ 元慶二年（八七八）七月には「隣敵隙を窺う」とのト笠により、權少式藤原仲直に改めて「警固事」を撰行させ、⁽⁷¹⁾ 同年十一月には左近衛權少將兼權少式藤原房雄に「戎事」を警戒させている。⁽⁷²⁾

このように、新羅海賊に対する防備強化策といつても、必ずしも永続的に行われてゐるわけではなく、何らかの事件を契機に対外的緊張が高まつた時に、担当官を派遣して臨時的な措置として実施されたことが分かる。⁽⁷³⁾

当該期には、対外的緊張の緩和を要因に大宰府管内の对外防備体制が弛緩していたのみではなく、平安京と西国・大宰府を結ぶ瀬戸内海の水上交通の管理体制も弛緩していたことが、次の事件から窺われる。

○史料 11 『三代実録』貞觀八年（八六六）四月十七日条

〔譴〕責豊前・長門等国司曰、関司出入、理用過所。

九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通——新羅人来航者への対応をめぐつて—— 四一 （四二）

而今唐人入京、任レ意経過。是、国宰不レ慎レ督察、関司不レ責レ過所ニ之所レ致也。自今以後、若有レ警急、必処ニ嚴科。」

○史料 12 『三代実録』同年五月廿一日条

〔唐人任仲元、非レ有レ過所、輒入京城。令下加レ譴詰還中大宰府上。重下知長門・大宰府、嚴レ閑門之禁焉。〕

貞觀八年（八六六）、唐人任仲元が過所を持たずに大宰府から長門関を通過し、瀬戸内海を経由して入京した。この事件で朝廷は大宰府司及び豊前・長門国司を譴責した。

任仲元が通過した長門関は「摂津関と並ぶ古代の二大海關」⁽⁷⁴⁾ で、長門関・摂津関を通過するには過所が必要であり、公使・過所所持者以外の者が関を通過すること（私度関）や過所についての不正行為は、律による刑罰の対象となつた。⁽⁷⁵⁾ また、豊前国司が譴責されているのは、長門関の対岸の豊前国企救郡に門司関があつたためと考えられる。⁽⁷⁶⁾ 延暦十五年（七九六）以前、九州から瀬戸内海を渡る船舶は、大宰府が発行した過所の勘査を豊前門司で受けるよう規定されていた。⁽⁷⁷⁾ 門司関は平安後期においても、「勘過料」が必要とされたり、関守が警を加えてい

るなど、水上交通の要衝であつたと考えられている。⁽⁷⁹⁾ 本事件からは、律令国家による水上交通管理の要となるべき海關の管理が、当該期には弛緩していたことが判明する。

以上の諸史料から、貞觀十一年（八六九）の「新羅海賊」来襲事件の前後における、大宰府管内の辺境防備や海上交通管理の実態が判明する。これらはまた、辺境防備や海上交通管理に関して、朝廷と交通の現場である地方官との間で、認識に大きな相違が生じていたことを示している。「新羅海賊」による来襲が大規模かつ長期間続いた寛平五・六年（八九三・八九四）の場合と異なり、貞觀十一年（八六九）の「新羅海賊」来襲事件、あるいは貞觀八年（八六六）の唐人による越閨事件の場合、地方官の側は事件をさほど重大事とは考えておらず、対外交通の管理も弛緩していた。これに対し、事態を重大視した朝廷は、地方官を譴責し、防備や交通管理の徹底を命じている。

おわりに

承和九年（八四二）、前年の新羅国内での張保臯敗死に伴う内乱の影響を懸念して新羅人の入国禁止を求めた

藤原衛の奏上、貞觀十二年（八七〇）、前年の「新羅海賊」来襲事件を受けて烽制再建を提案した藤原冬緒の奏上、この二つの奏上は、共に四条起請という形の政策提言の第一条に位置付けられていた。二人とも着任間もない大宰大式であり、かつ「良吏」に数えられている。彼らの对外意識は、在地の人々のそれとは異なり、朝廷の中央貴族層の認識を示しているものとみるべきである。⁽⁸⁰⁾

しかし、前者に対しては、朝廷によって奏上内容に根本的修正（新羅商人との交易の存続）が加えられた。藤原衛の提言内容は大宰府管内の実態（对外交易の隆盛）からは乖離したものであり、かつ中央政府からも認められるものではなかつたのである。他方、後者については、当該期の大宰府内外における辺境防備や交通管理が弛緩していたがゆえに、その建て直しを期待されて、藤原冬緒は大式に再任されたのであるが、そのことは、この時点でも中央と地方との乖離が前者の時点以上に大きくなつていたことの反映でもある。

このように理解すると、従来、新羅に対する排外意識を示す事例として言及されてきたこの二つの事例は、むしろ当該期において、朝廷の中央貴族層と大宰府等の地方官との間で、对外交通に対する認識が乖離していたこ

とを示すものとして評価されるべきものと指摘できる。

本稿は個別事例の検討に終始してしまったが、結論として、対外意識を解明するには、実際の対外交通のあり方を含めて論じるべきこと、支配層の対外意識を論じるのみではなく、中央と地方との意識の乖離をも視野に入れるべきであることが指摘できる。

なお本稿では、対外交通と対外意識との関わりを論じたが、交通史や軍制史の研究成果にはほとんど言及できなかつた。こうした分野も含めた列島内外の交通全体のあり方についての考察は、今後の検討課題としていきたい。

註

- (1) 佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」（『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、一九七〇年、初出は一九六四年）、石上英一「古代国家と对外関係」（講座日本歴史2・古代2）東京大学出版会、一九八四年）、大日方克己「古代における国家と境界」（『歴史学研究』六一三号、一九九〇年）、平野卓治「九世紀における日本律令国家と対新羅「交通」」（林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版、一九九六年）等。

- (2) 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」（『思想』八四七号、一九九五年）、伊藤喜良『中世王権の成立』（青

木書店、一九九五年）、木村茂光『国風文化』の時代』（青木書店、一九九七年）、保立道久「平安時代の国際意識」（村井章介他編『境界の日本史』山川出版社、一九九七年）。

(3) 本稿における「交通」の概念は、石母田正氏による「経済的側面では、商品交換や流通や商業および生産技術の交流であり、政治的領域では、戦争や外交をふくむ对外諸関係であり、精神的領域においては文字の使用から法の継承にいたる多様な交流である」（同著『日本の古代国家』岩波書店、一九七一年、一四頁）との定義を用い、外交、交易、民衆の移動や漂流、文化交流（入唐僧の活動等）など諸々の交通を「対外交通」と総称することとする。

(4) 拙稿「九世紀における日本律令国家の対外交通の諸様相」—大唐通事・漂流民送還・「入唐交易使」をめぐつて—（『千葉史学』第三三号、千葉歴史学会、一九九八年）。以下、本稿中における「拙稿」・「別稿」とは同論文を指す。

(5) 詳細については、李成市『東アジアの王権と国家』（青木書店、一九九七年）九五一九九頁・一七〇一八四頁、および蒲生京子「新羅末期の張保皐の抬頭と反乱」（『朝鮮史研究会論文集』第一六集、一九七九年）、李炳魯「九世紀初期における「環シナ海貿易圏」の考察」（『神戸大学史学年報』第八号、一九九三年）等を参照されたい。

九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通—新羅人来航者への対応をめぐって— 四三 （四三）

伝承と東アジア』吉川弘文館、一九九五年)四七〇~四七一页、李成市前掲註5書IV章、田中史生「帰化」と「渡来」と「商賈之輩」——律令国家における国際交易の変遷過程」(同著『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房、一九九七年、第二編第三章)。

(7) 李成市前掲註5書一七三~一七七頁。渤海と唐との関係改善の反映として、石井正敏氏が指摘された、渤海の遣日本使節の武官から文官への変化が挙げられる。【石井正敏「初期日渤海交渉における一問題」(森克己博士古稀記念会編『史学論集対外関係と政治文化』第一 対外関係編】吉川弘文館、一九七四年)三節]。

(8) 蒲生京子前掲註5論文、石井正敏「九世紀の日本・

唐・新羅三国間貿易について」(『歴史と地理』三九四号、一九八八年)、坂上早魚「九世紀の日唐交通と新羅人」(『文明のクロスロード MUSEUM KYUSHU』第二八号、一九八八年)、李炳魯前掲註5論文、李成市前掲註5書VI章、田中史生前掲註6論文参照。

なお榎本淳一氏は、前掲註6論文および「唐代の朝貢と貿易」(『古代文化』第五十卷第九号、一九九八年)で、唐王朝の私的对外通交禁止の方針は開元年間(七二三~七四二)以降次第に形骸化していき、八世紀後半から九世紀にかけての私貿易容認への方針転換(より開放的な管理制度への転換)が南海貿易をはじめとする私貿易の発展をもたらしたと指摘されている。

(9) 例えば、八四七年に円仁が唐からの帰国時に乗船した商船、円珍が八五三年の入唐時に乗船した商船には、新

羅人と唐人の双方の商人が乗り込んでいた(関係史料は第二章に引用する)。

(10) 漂流民送還については、山内晋次「古代における朝鮮半島漂流民の送還をめぐって」(『歴史科学』一二二号、一九九〇年)および前掲註4拙稿を、その他については、遠藤元男「貞觀期の日羅関係について」(『駿台史学』第一九号、一九六六年)、佐伯有清前掲註1論文および同著『最後の遣唐使』(講談社現代新書、一九七八年)、石上英一前掲註1論文等を参照されたい。

(11) 佐伯有清前掲註1論文一九八~一九九頁、石上英一前掲註1論文一五九~一六三頁、村井章介前掲註2論文三〇~三一頁等。

(12) 新訂増補国史大系本五七〇頁。鰐頭標目および『本朝法家文書目録』に見える『貞觀格』の編目構成(『続々群書類従 第十六』続群書類従完成会本、一四九頁)から、原格は『貞觀格』第十・雜に収載されていたことが判明する。

以下本稿の史料引用に際して、原文の異体字や旧字体の一部は新字体に改めた。句読点の区別や返点を改めたり、新たに付したものもある。また、『類聚三代格』(以下『三代格』の略称も用いる)収載の奉勅上宣官符には、上卿の該当者名を()内に示す。なお、傍線は引用者による。

(13) 『続日本後紀』の引用は新訂増補国史大系本による。

(14) 『類聚三代格』宝亀五年(七七四)五月十七日付太政官符(新訂増補国史大系本五六九頁)、「弘仁格抄」下・

格卷第十・雜格（新訂増補国史大系本三八頁）、『続日本

紀』宝龜五年五月乙卯（17日）条。別稿（前掲註4）二
一頁参照。

（15）佐伯有清前掲註1論文二九七頁。

（16）石上英一前掲註1論文一六三頁。

（17）例えば、山内晋次前掲註10論文三三一頁、平野卓治前掲
註1論文三一八頁参照。

（18）石上英一前掲註1論文二六二頁。

（19）山尾幸久「遣唐使」（『東アジア世界における日本古代
史講座第6巻 日本律令国家と東アジア』学生社、一九
八二年）二三一頁。

（20）山内晋次前掲註10論文三二頁。

（21）新訂増補国史大系本一四八頁。なお、『類聚三代格』
所収寛平七年（八九五）十一月七日付太政官符がこの承
和十五年格（但し「承和十五年五月十五日格」とあり、
日付は一日異なる）を引いた中にも、「太政官去承和九年
八月十五日下「大宰府」符」として第二条施行の太政官符
が見えるが、そこでは「但」以下の部分は省略されてい
る（新訂増補国史大系本一九頁）。

（22）以上、『続日本後紀』承和九年（八四二）正月乙巳
（10日）条。

（23）石上英一前掲註1論文一六二頁。

（24）『続日本後紀』承和九年（八四二）八月庚寅（29日）
条。

（25）戸田芳実『日本領主制成立史の研究』（岩波書店、一
九六七年）第四章の三「国司級官人の土地所有形態（II）

（30）佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、一九七

— 豊後介中井王の場合 —。

（26）戸田芳実前掲註25論文一四一頁および戸田「国司級官
人の土地所有形態（I）—筑前守文室朝臣宮田麻呂の
場合—」（前掲『日本領主制成立史の研究』第四章の二）
一三七頁。なお文室朝臣宮田麻呂の経済活動については、
松原弘宣「文室朝臣宮田麻呂について」（『続日本紀研究会
編『続日本紀の時代』塙書房、一九九四年）も参照。

（27）石母田正氏は第三条について、逃散農民を「国衙の雜
役に駆使する刑」の転化した形態と理解している「官
僚制国家と人民」（同著『日本古代国家論 第一部』岩波
書店、一九七三年）六三頁。

（28）『延喜式』卷廿一・民部上には、「凡西海道管内諸國、
自レ非當土百姓、不得下賣「買墾田」及占中開田地上。
（神道大系本下巻七五頁）とあり、第四条との関連が考え
られる。宮城栄昌『延喜式の研究 史料篇』（大修館書店、
一九五五年）五九〇～五九一頁（墾田売買條）も、関連
史料として『続日本後紀』当該条（第四条の部分）を引
いている。

（29）西別府元日氏は、「古代の西海道は、きわめて特異な
地域であった。それは、国家の西辺に位置し、常に隣国
新羅との緊張関係のなかに置かれていたこと、そしてこ
れと不可分の理由で、大宰府という特殊な権力機構が存
在したことによる」と述べられている「九世紀の大宰府
と国司」（『新版古代の日本③九州・沖縄』角川書店、一
九九一年）三八一頁。

（一）二三二七～二三八頁。

学術財団、一九六九年、二四〇頁。

(31) 早川庄八「起請管見」（関晃先生古稀記念会編『律令國家の構造』吉川弘文館、一九八九年）三六四頁（早川著『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、二一九頁）。

(32) 『類聚国史』卷八十・政理二・意見（新訂増補国史大系本・前篇四四〇頁）。

(33) 『続日本後紀』承和九年（八四二）正月戊申（13日）条。

(39) 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究 第四卷』（前掲註37）一四〇～一四三頁。

(40) 『入唐求法巡礼行記』開成五年（八四〇）一月十七日条（小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究 第二卷』鈴木学術財団、一九六六年、二〇三頁）。佐伯有清『最後の遣

唐使』（前掲註10）一五二頁、李炳魯「九世紀初期における『環シナ海貿易圏』の考察」（前掲註5）一一頁。

(41) 佐伯有清『最後の遣唐使』（前掲註10）一五一～一五二頁、李炳魯「九世紀初期における『環シナ海貿易圏』の考察』（前掲註5）一〇～一頁。

(42) 李炳魯「九世紀初期における『環シナ海貿易圏』の考察」（前掲註5）一〇～一頁。

(43) 平野博之「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」（『新版古代の日本③九州・沖縄』角川書店、一九九一年）四一〇頁。

(44) 『入唐求法巡礼行記』の引用は、小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』（鈴木学術財団、一九六四～六九年）の校訂原文に、同書の訓読文を参考にして返点を付したものである。また解釈に際して、東洋文庫本（足立喜六訳注・塩入良道補注、平凡社、一九七〇・一九八五年）、中公文庫本（深谷憲一訳、中央公論社、一九九〇年）も参考した。

(34) 『日本文德天皇実錄』（以下、『文德実錄』と略称）天安元年（八五七）十一月戊戌（5日）条の藤原衛卒伝（新訂増補国史大系本一〇四～一〇五頁）には、遠江守在任時に善政を行ない、従五位下から従五位上へ一階昇叙されたとの記述が見える。佐藤宗諱氏は、これを「良吏」の薨卒伝の一例に挙げられている（同著『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年、第1章「平安初期の官人と律令政治の変質」四七頁注6、六一頁）。

(35) 「令義解序」に藤原衛の名が見える（新訂増補国史大系本『令義解』二頁・四頁）。なお「令義解序」は、『本朝文粹』卷八・序甲・書序にも収められている（新日本古典文学大系本四九頁・二五〇頁参照）。

(36) 『類聚国史』卷百九十・風俗・俘囚、弘仁四年（八一三）十一月庚午（21日）条（新訂増補国史大系本・後篇三三七頁）。

(37) 『入唐求法巡礼行記』会昌五年（八四五）九月廿二日条（小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究 第四卷』鈴木

(45) 『続日本後紀』承和十一年（八四四）七月癸未（2日）

条に、下賜に際しての仁明天皇の勅が載せられている。

『入唐求法巡礼行記』会昌五年（八四五）七月五日条に、

楚州の新羅訳語劉慎言を通じて日本からの船二隻の到着を聞いた円仁は、これを円載の弟子等が帰着したものかと記している。

(46) 『続日本後紀』承和十四年（八四七）七月辛未（8日）

条。

(47) この他『入唐求法巡礼行記』には、会昌二年（八四

二）日本からの円仁宛書状と砂金が、新羅人陶十二郎（承和の遣唐使が帰国時に利用した新羅船の乗組員）の

「帰唐」に託されて新羅訳語劉慎言の許に届けられたこと

（同年五月二十五日条・十月十三日条）、会昌六年（八四

六）円仁を探しに太政官牒・延暦寺牒・黃金等を持参して入唐した弟子僧性海の到着を、円仁が在唐新羅人たちから聞いて対面できたこと（同年一月九日・三月九日・四月二十七日・十月一日条）などが見える。

(48) 『智証大師全集 下巻』（園城寺事務所、一九一八年。

同朋舎、一九七八年復刊）一三六六頁。『続群書類從 第八輯下』（続群書類從完成会本）七〇三～七〇四頁、佐伯有清『智証大師伝の研究』（吉川弘文館、一九八九年）第六章「円珍伝の校訂と注解」二一四～二三三頁も参照した。

(49) 前掲『智証大師全集 下巻』一三八五頁。

(50) 『日本三代実録』（以下、「三代実録」と略称）貞觀十一年（八六九）十月廿六日条。佐伯有清『承和の遣唐使

九世紀における日本律令国家の対外意識と対外交通——新羅人来航者への対応をめぐつて—— 四七

の人名の研究』（同著『日本古代氏族の研究』吉川弘文館、

一九八五年、初出一九七八年）二七一～二七四頁、同

『最後の遣唐使』（前掲註10）一七五～一七七頁参照。

(51) 『文德実録』について坂本太郎氏は、格の收載が極端に少ないなど「政治・法制に関する記事の少ないこと」

が、伝記記事の豊富なことと並ぶ記事の特色であると指摘されている（『坂本太郎著作集第三卷 六国史』吉川弘文館、一九八九年、初出一九七〇年、一九六～八頁）。対

外交通についても関係記事が少ないことが指摘できるのではないか。この他にも例えれば、天安二年（八五八）に李延孝の船で帰国した円珍は、六月廿二日大宰府鴻臚館に入り、八月十四日に勅を蒙り、十二月廿七日に入京した（『智証大師伝』、『平安遺文』第九卷四四九二号文書「円珍奏狀」）が、史書（『文德実録』・『三代実録』）に対応記事は見られない。

(52) 石上英一前掲註1論文二八一頁。

(53) 大日方克己前掲註1論文五一～五一二頁。

(54) 村井章介前掲註2論文三三頁。

(55) 『日本三代実録』の引用は、新訂増補国史大系本による。

(56) 貞觀十一年（八六九）の五月は小月である。湯浅吉美編『日本暦日便覽 上』（汲古書院、一九八八年）、笛山晴生編『日本古代史年表 上』（東京堂出版、一九九三年）参照。

(57) 『日本紀略』寛平五年（八九三）五月廿二日条。『日本紀略』の引用は、新訂増補国史大系本による。

（四七）

(58) 『日本紀略』寛平六年(八九四)二月廿一日条。

(59) 『日本紀略』寛平五年(八九三)閏五月三・七日、六月六・廿日条、および寛平六年三月十三日、四月十・十四・十六日、五月七日、九月十九・三十日、十月六日条に、大宰府からの飛駆使到来記事が見える。また、『北山抄』卷四・拾遺雜抄下・飛駆事には、寛平六年九月十八日・十九日の両日、大宰府から飛駆使が到来し、「早来」を賞されて白衾を給されたことが見える(改訂増補故実叢書本三九一頁、神道大系本二五九頁)。

(60) 養老公式令50・国有瑞条。養老公の条文番号・条文名は、日本思想大系『律令』(岩波書店)による。

(61) 『三代実録』貞觀十一年(八六九)十二月十四日・廿九日条、貞觀十二年(八七〇)二月十五日条参照。なお、貞觀十一年十二月十七日・廿五日条には、五畿七道諸国に諸社への班幣と金剛般若經転読を命じたことが見える。

(62) 新訂増補国史大系本五六六頁。『弘仁格抄』下・格卷第八・兵部(新訂増補国史大系本三二頁)にも見える。

(63) 新訂増補国史大系本五六六頁。

(64) 『類聚三代格』弘仁四年(八一二)八月九日付太政官符(新訂増補国史大系本五五〇~五五一頁)。『弘仁格抄』卷八・兵部も参照(新訂増補国史大系本三一頁)。

(65) 『類聚三代格』天長三年(八二六)十一月三日付太政官符(新訂増補国史大系本五五三~五五五頁)。『政事要略』卷五三・交替雜事・雜田も参照(新訂増補国史大系本一八九頁)。

(66) 佐藤宗諱「平安初期政治の崩壊過程——藤原冬緒とそ

の時代」(同著『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年、第6章)一八四~一八六頁。

(67) 『三代実録』貞觀十一年(八六九)十二月八日条。同時に前任者の茂世王は宮内卿に転任している。

(68) 佐藤宗諱前掲註66論文一八四頁。

(69) 『三代実録』貞觀十一年(八六九)十二月十三日・廿八日条。なお、前者では權少弐ではなく少弐となっているが、後者に対応する『類聚三代格』所収の貞觀十一年十二月廿八日付太政官符および同十一年五月二日付太政官符に權少弐と見える(新訂増補国史大系本五五五・五六三頁)こと、『三代実録』元慶五年(八八一)十一月九日条の坂上瀧守卒伝に貞觀十四年(八七二)に權官から正官に転じたと記されていることから、貞觀十一年の時点では權少弐であつたとみるべきである。

(70) 『三代実録』貞觀十一年(八六九)十二月廿八日条、『類聚二代格』同日付太政官符(新訂増補国史大系本五五五頁)。

(71) 以上、『三代実録』元慶二年(八七八)七月十三日条。

(72) 『三代実録』元慶二年(八七八)十二月二十日条、同三年(八七九)正月十五日条。この間、藤原房雄は權少弐から少弐に転じている(同三年正月十一日条)。

(73) 坂上瀧守と藤原房雄が共に大宰少弐と近衛少将とを兼任している(權官を含む)点について筆山晴生氏は、「邊境における國家権力の弱体化に反比例して中央の衛府の武力的権威が重視され、中央からの派遣者が一方では衛府の武力的権威によって軍を統率し、一方では國衛の權

威によつて所部を鎮圧しようとはかつたことを意味するものと思われる」と指摘されている。「平安前期の左右近衛府に関する考察」(同著『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出一九六二年)二二〇頁注29]。

(74) 『平安時代史事典』(角川書店、一九九四年)「長門関」の項(八木充氏執筆)。以下の関市令・衛禁律の関係条文も同項の指摘による。

(75) 『令義解』卷九・関市令1・欲度関條に「(前略)若船筏経レ閑過者〔謂、長門及攝津。其余不レ請ニ過所〕者、不レ在ニ此限。」亦請ニ過所。」(新訂増補国史大系本二九七頁)とある。

(76) 養老衛禁律25・私度関條、同26・不應度関條。養老律の条文番号・条文名は、『譯註日本律令』(東京堂出版)による。

(77) 『角川日本地名大辞典40 福岡県』(角川書店、一九八八年)「門司」の項(一三四五~一三四六頁)、「平安時代史事典」(角川書店、一九九四年)「門司関」の項(古藤真平氏執筆)。註78・79の門司関関係史料も両項の指摘による。なお最近、長登銅山跡(山口県美東町)から、奈良時代前半の豊前門司宛木簡(銅付札)が出土している(『木簡研究』第一九号、一九九七年、「1996年出土の木簡」一八八~二〇二頁)。

(78) 『類聚三代格』所収延暦十五年(七九六)十一月二十一日付太政官符(新訂増補国史大系本四九五~四九六頁)。

(79) 康治元年(一一四二)六月三十日付大宰大式平実親序

宣(『平安遺文』第六卷二四七四号文書)には、筑前国三宅寺(醍醐寺末寺)年貢運上船の「門司關勘過料」免除のことが、『本朝無題詩』(十二世紀中頃成立)卷七所収の釈蓮禪の「過門司関述四韻」(『群書類從』第九輯)続群書類從完成会本八六~八七頁)には、蓮禪が香椎宮の牒を有していたので門司關で検警を受けなかつたことが記されている。

(80) 藤原衛については註34を、藤原冬緒については佐藤宗諱前掲註66論文を参照。

(補註) 第二章でふれた円珍の入唐関係文書は、園城寺編『園城寺文書第一卷 智證大師文書』(講談社、一九九八年)に釈文と写真図版が收められている(同書の存在については、鈴木靖民氏より御教示いただいた)。本稿で引用、言及した文書の同書での該当頁を以下に示しておく。
・仁寿三年(八五三)「大宰府公驗」(本稿三四頁史料5
-a) ↓同書六六頁「円珍大宰府公驗」
・仁寿三年(八五三)「鎮西府公驗」(本稿三五頁史料5
-b) ↓同書七〇頁「鎮西府公驗」
c) ↓同書九〇頁「台州公驗請狀」
・貞觀五年(八六三)「円珍奏狀」(本稿四七頁註51)
↓同書三二六頁「円珍請伝法公驗奏狀案 自筆本」